

加入者のみなさまへ

大阪市職員共済組合

「資格情報のお知らせ」の送付について（ご案内）

令和 6 年12月 2 日からの組合員証及び組合員被扶養者証の新規交付及び再交付の終了に伴い、すべての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけるようにすることを目的として、ご自身の資格情報を簡易に把握いただくとともに、個人番号（マイナンバー）の下 4 桁を含む加入者情報を確認していただくことで情報の正確性を担保できるよう、組合員及び被扶養者の方へ「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

「資格情報のお知らせ」につきまして、内容をご確認のうえ、大切に保管願います。

記

1 「資格情報のお知らせ」の利用方法について

マイナ保険証（健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。）をお持ちの方が、医療機関等でマイナ保険証やカードリーダーの不具合でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合で、スマートフォンを所有しておらず、マイナポータル資格情報画面や端末に保存した資格情報のPDFを提示できない場合等に、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで、受診することができます。

なお、「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することができませんので、ご注意ください。

2 マイナ保険証の利用登録について

マイナ保険証は、医療機関等において、直近の資格情報等を確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となりますので、マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、保険証利用登録の申し込みを行ってください。

また、マイナ保険証をお持ちの方は、スマートフォン等からマイナポータルにログインすることで、自身の最新の資格情報等を確認することができます。

*確認方法は、マイナポータルをご参照ください。

3章マイナポータルを使う>わたしの情報>04健康保険証情報を確認する
(<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>)

